

土木部関係団体 様

新潟県土木部監理課長

新型コロナウイルス感染症に係る積極的疫学調査等  
(濃厚接触者の対応等) について (通知)

平素より本県の新型コロナウイルス感染症対策に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

濃厚接触者の特定等については、令和4年3月24日付け監第4236号で、本県の感染状況を踏まえ、当面1か月は事業所等におかれましては可能な限り濃厚接触者の特定を継続するようお願いしたところですが、オミクロン株による感染は未だ収束していないことから、この取扱いを継続することとしましたのでご協力をお願いいたします。

このことにつきましては、県のホームページ上でもご案内しております。

また、関係事業所等への周知につきましても併せてご協力をお願いいたします。

記

- 1 事業所等における濃厚接触者の特定  
本県の感染状況を踏まえて、引き続き可能な限り特定するようお願いいたします。
- 2 濃厚接触者の行動制限  
原則7日間（8日目解除）ですが、社会機能維持者のみならず、誰もが4・5日目に検査を実施し陰性が確認されれば、5日目から解除となります。  
(ただし、検査費用は各団体の負担となります。)

○県ホームページによるご案内 (HP アドレス)

■ 「濃厚接触者の定義/感染者が確認された事業所の方へ」

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/shingata-corona/noukousessyoku-jigyousya.html>

□ 「濃厚接触の定義に該当する方へ」

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kanyaku/noukousessyoku.html>

□ 新型コロナウイルスの感染者が確認された事業者の方へのお願い」

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kanyaku/kigyou-taiou.html>

□ 「新型コロナウイルス感染症濃厚接触者のうち社会機能維持者の範囲の取扱いについて」

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kanyaku/0457997.html>